



宮崎県公報

平成22年2月18日(木曜日)第2159号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

目次	頁
告示	
○保安林の指定解除の予定の通知……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(2件)……………() 2	
○都市計画事業の認可……………(都市計画課) 2	
○違反広告物等の除去命令……………() 2	
○都市計画事業の変更の認可(2件)……………(公園下水道課) 2	
○市町村営土地改良事業の施行の同意……………(農村整備課) 3	
○公共測量の実施の通知……………(管理課) 3	
選挙管理委員会告示	
○平成20年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表…………… 3	
雑報	
○環境影響評価書の公告及び縦覧について…………… 3	

告示

宮崎県告示第73号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 延岡市須佐町5237-4・5237-6
(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出防備
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第74号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年2月18日から平成22年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道218号	延岡市古川町82番10地先から同市北小路16番2地先まで	旧	7.0 ~ 24.0	1256.7
					7.0 ~ 24.0	1271.4
				新	12.3 ~ 43.0	1247.7

宮崎県告示第75号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年2月18日から平成22年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市大字鏡洲字塩鶴3394番1地先から同市同大字同字3406番2地先まで	旧	5.9 ~ 29.5	271.6
				新	6.5 ~ 29.5	271.6

宮崎県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年2月18日から平成22年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
48	県道	市木串間線	串間市大字市木字道久3375番2地先から同市	旧	4.8 ~ 30.0	1211.5
				新	10.0 ~	1211.5

			同大字同字 3388番2地 先まで		37.8	
--	--	--	-------------------------	--	------	--

宮崎県告示第77号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年2月18日から平成22年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市大字 鏡洲字塩鶴 3394番1地 先から同市 同大字同字 3406番2地 先まで	平成22年2月18日

宮崎県告示第78号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年2月18日から平成22年3月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字道久 3375番2地 先から同市 同大字同字 3388番2地 先まで	平成22年2月18日

宮崎県告示第79号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・3・8号 宮崎駅東通線

- 3 事業施行期間
平成22年2月18日から平成28年3月31日まで

- 4 事業地
取用の部分
宮崎市宮脇町、吉村町孫堀、吉村町別府原及び吉村町大町地内
使用の部分
なし

宮崎県告示第80号

宮崎県屋外広告物条例（平成 5 年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に違反して次の広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者は、平成22年2月23日までに当該広告物等を除却しなければならない。

なお、同日までに当該措置を行わないときは、条例第24条第 2 項の規定により、宮崎県知事の委任した者が当該措置を行う。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

広告物 等の種 類	広告物等の表示及び設 置場所	広告物の表示内容	広告物 等の個 数
野立（ 建植） 広告	児湯郡川南町大字川南 13703番4	いま・かわみなみが 光る 川南合衆国 川南町 ほか	1 個
野立（ 建植） 広告	児湯郡都農町大字川北 4818番	山と滝とくだものの まち 都農 ほか	1 個

宮崎県告示第81号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成15年宮崎県告示第 115号、平成16年宮崎県告示第 509号、平成17年告示第 452号並びに平成20年宮崎県告示第 870号による都城広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画下水道事業 都城公共下水道
- 3 事業施工期間
昭和35年9月14日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
取用の部分
変更なし
使用の部分
平成15年告示第 115号の事業地より、北諸県郡山田町大字中霧島字浜川から字内堀までの区間、平成17年告示第 452号の事業地より、北諸県郡高城町大字穂満坊字大丸から字烏井前までの区間を削る。

宮崎県告示第82号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成18年宮崎県告示第20号による高崎都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
高崎都市計画下水道事業 高崎公共下水道
- 3 事業施工期間
平成8年10月7日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
取用の部分
変更なし
使用の部分
平成18年県告示第20号の事業地より、北諸県郡高崎町大字大牟田字城山から字新田までの区間を削る。

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業(村角地区、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業)の施行に同意した。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、九州森林管理局長から次のとおり通知があった。

平成22年2月18日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
公共測量(航空レーザ測量 治山事業計画)
- 2 作業期間
平成22年2月4日から平成22年3月10日まで
- 3 作業地域
宮崎市田野町本田野地域(国有林内)

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定により、政治団体の会計責任者から提出された平成20年分の収支及び支出に関する報告書の要旨は次のとおりである。

平成22年2月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川 崎 浩 康

(その他の政治団体)

政治団体の名称 緑修会
(平成20年分)

- 1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

雑 報

宮崎県環境影響評価条例(平成12年宮崎県条例第12号)第21条第2項の規定により環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成したので、同条例第23条の規定により次のとおり公告し、要約書(評価書を要約した書類)とともに縦覧に供する。

平成22年2月18日

都城市市長 長 峯 誠

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 都城市
代表者 市長 長峯 誠
所在地 都城市姫城町6街区21号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 事業の名称
都城市クリーンセンター建設事業
 - (2) 事業の種類
ごみ焼却施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するごみ処理施設で焼却により処理する施設)の設置
 - (3) 事業の規模
処理能力 1日当たり 230トン
- 3 対象事業実施区域
都城市山田町山田
- 4 関係地域の範囲
都城市山田町
- 5 評価書等を縦覧に供する場所、期間及び時間
 - (1) 場所
都城市役所情報公開コーナー、都城市環境森林部環境施設課、都城市山之口総合支所、都城市高城総合支所、都城市山田総合支所、都城市高崎総合支所、都城市沖水地区市民センター、都城市志和池地区市民センター、都城市庄内地区市民センター、都城市西岳地区市民センター、都城市中郷地区市民センター、都城市夏尾市民センター、宮崎県環境森林部環境管理課、宮崎県都城保健所
 - (2) 期間及び時間
平成22年2月18日から平成22年3月17日まで(土曜日及び日曜日を除くものとし、各縦覧場所における執務時間内)
- 6 その他
本件に係る問い合わせ先 都城市環境森林部環境施設課
電話番号0986(23)3319

--	--